

表4(1) EU指令における3Rの優先順位とリカバリーの定義

	3Rの優先順位	リカバリーの定義
<p>廃棄物枠組指令 75/442/EEC: 修正 91/156/EEC, 91/692/EEC, 96/350/EC</p>	<p>・優先順位は以下の順 1.発生抑制 2.リユース、リサイクル、もしくは、エネルギーリカバリー（優先順位は明確でない） 3.処分</p>	<p>1条 定義 (f) 「リカバリー」とは、付属書 IIB に規定するあらゆる作業を言うものとする。</p> <p>廃棄物枠組指令の付属書 IIB リカバリーにつながる作業 注記：本付属書は、実際に行われているリカバリー作業をそのまま列挙するものである。第4条に従って、廃棄物のリカバリーは、人の健康を害することなく、環境に悪影響を与えかねない過程又は方法を用いずに行わなければならない。</p> <p>R1 おもに燃料として、又はエネルギーを発生させるその他の方法としての利用 R2 溶剤の再生利用 (reclamation) / 再生(regeneration) R3 溶剤として用いられない有機物のリサイクル (recycling) / 再生利用 (reclamation) (コンポスト化及びその他の生物学的な変換の過程を含む) R4 金属及び金属化合物のリサイクル (recycling) / 再生利用 (reclamation) R5 その他の無機物のリサイクル (recycling) / 再生利用 (reclamation) R6 酸又は基剤の再生 R7 汚染削減のために用いられた成分物質 (components) のリカバリー R8 触媒 (catalysts) からの成分物質 (components) のリカバリー R9 石油の再精製又はその他の再使用 (re-use) R10 農業又は生態上の向上に寄与する土地への散布 R11 R1 から R10 のいずれかの作業から得られた廃棄物の利用 R12 R1 から R11 のいずれかの作業を行うための廃棄物の交換 R13 発生地における一時的な保管や仮の収集を除く、本付属書にあるいずれかの作業を行うための材料の保管</p>
<p>廃棄物管理戦略 COM/96/399 および 第6次環境行動 計画案 COM/2001/31</p>	<p>・優先順位は以下の順 1.発生抑制 2.マテリアルリカバリー 3.エネルギーリカバリー 4.処分</p>	<p>（このセルは表の対角線に塗りつぶされている）</p>
<p>包装廃棄物指令 94/62/EC</p>	<p>・包装廃棄物の防止、次に包装の再使用、包装廃棄物のリサイクルとその他の形態のリカバリー、最後に廃棄物の最終処分の減少の順である。 ・リカバリーのプロセスについて科学と技術が進歩を遂げるまでは、再使用とリサイクルがその他のリカバリー手法に優先。 ・エネルギーリカバリーは包装廃棄物のリカバリーの一つの効果的な手段。</p>	<p>2条 定義 6. 「リカバリー」とは、廃棄物指令の付属書 IIB で提示されている作業に当てはまるあらゆる作業を意味する。 7. 「リサイクル」とは、本来の目的や別の目的（有機的リサイクルを含み、エネルギーリカバリー用途を除く）に使用するために、廃棄された材料を生産過程において再加工することを意味する。 8. 「エネルギーリカバリー」とは、エネルギーを発生する手段として、熱の回収をしながら、可燃性の廃棄物を、単体あるいは他の廃棄物とともに直接焼却することである。 9. 「有機的リサイクル」とは、管理された条件下で微生物を用いて、安定した有機的な残余物又はメタンを精製する、包装廃棄物の生分解可能な部分の好気性（コンポスト化）の又は嫌気性（生物メタン発酵）の処理をいう。埋立処分は、有機的なリサイクルの一形態とはみなされない。 (注) 付属書 II に包装の組成ならびに再使用及びリサイクルを含めリカバリーが可能な性質に関する不可欠な要件についての記述がある。</p>
<p>EU 廃車指令 2000/53/EC</p>	<p>・廃棄物の発生はできるだけ避ける。 ・再使用と再利用を優先。</p>	<p>2条 定義 7. 「リサイクル」とは、本来の目的や別の目的（エネルギーリカバリー目的を除く）に使用するために、廃棄された材料を生産過程において再加工することを意味する。ここでいうエネルギーリカバリーとは、エネルギーを発生する手段として、熱の回収をしながら、可燃性の廃棄物を、単体あるいは他の廃棄物とともに直接焼却することである。 8. 「リカバリー」とは、廃棄物指令の付属書 IIB で提示されている作業に当てはまるあらゆる作業を意味する。</p>
<p>廃電子・ 電気機器 指令案 原案 No.: COM/2000/347</p>	<p>・最優先として廃棄物の発生を防止。 ・高水準の再生、特に再使用やリサイクルが達成されるべきである。</p>	<p>3条 定義 (e) 「リサイクル」とは、本来の目的や別の目的に使用するために、廃棄された材料を生産過程において再加工することを意味する。ただし、他の廃棄物と一緒に焼却するか否かを問わず、熱の再生を伴う直接的焼却によりエネルギーを発生させる手段として、可燃廃棄物を使用することを意味するエネルギー再生は、これに含まれない。 (f) [「エネルギーリカバリー」は(e)へ移動] (g) 「リカバリー」とは、指令 75/442/EEC (廃棄物指令) の付属書 IIB に定める適用可能な作業のいずれかを意味する</p>